ACSES ニュースレター_２３７５号（2022 年９月２日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（16 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇「工場売却したくて」廃油 660 リットルを不法投棄か〈放送報道〉
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
・救急車のＡＥＤがバッテリー切れ、搬送女性は病院で死亡確認…救急隊員ら９人処分〈新聞報道〉
・温度管理の異常示すアラーム鳴ったが…ワクチン移し替えて隠蔽、市長給与減額へ〈新聞報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・外来ツマアカスズメバチ、福岡で大量70匹　駆除「秋までが勝負」〈新聞報道〉
・「腐ったミカン」は退職勧奨　追手門学院元職員に労災認定　労基署〈新聞報道〉
・「無期雇用への転換を」　阪大の非常勤講師、地位確認を求めて提訴〈新聞報道〉
□大災害、原発事故対策
[大災害対策]
・9 月 1 日は防災の日　トイレットペーパーを備蓄しましょう！〈経済産業省〉
・ガス事業法に基づく災害時連携計画の届出を受け付けました〈経済産業省〉
[大震災対策]
・木密地域解消、道遠く　住民高齢化・資金不足　首都直下地震対策〈新聞報道〉
[福島原発事故]
・伝わる表現力を試してみませんか　～風評加害者とならないために～〈環境省〉
[原子力施設全般]
・迷走プルトニウム　日本保有の22トンが英国で塩漬け　国内原発での再利用難航〈新聞報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇マスコミ報道
[3] 温暖化対策関係
◇CO2 地下貯留 政府計画は可能？「毎年井戸 12～24 本必要」〈新聞報道〉
◇ＪＦＥ、高炉１基を電炉へ転換　岡山の製鉄所、ＣＯ２削減〈Web 報道〉
[4] エネルギー問題
◇エアコンの省エネラベル表示が変わります〈経済産業省〉
・エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置の一部を改正する告示（経済産業省告示第 162 号）〈官報〉
[5] 調査、公募、意見募集等
　[公募、意見募集等]　２件
[6] その他省庁発表　　４件
[7] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
　[開催案内]　　11 件

孔雀草（クジャクソウ）

[8] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：３件　　◇その他：１件

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇「工場売却したくて」廃油 660 リットルを不法投棄か
＜テレ朝 news　2022 年 8 月 31 日＞　https://news.tv-asahi.co.jp/news_society/articles/000266811.html
　工場から出た廃油 600 リットル以上を処理せずに捨てた疑いです。
　埼玉県川越市の金属加工会社の経営者・小糸佳工容疑者（62）は去年 11 月、工場の排水溝に廃油およそ 660 リットルを投棄した疑いが持たれています。
　警察によりますと、廃油は工場の機械を洗浄する際に出たもので、工場の近くを流れる川では基準値の 34 倍にあたる有害物質「ジクロロメタン」が検出されました。
　これまで人や農作物への被害は確認されていません。
　小糸容疑者は「早く工場を売却したかった」と容疑を認めています。

◇***その他の事故、事件***

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について
＜消費者庁　2022 年 9 月 1 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/029923/
　　https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_220901_01.pdf
　　生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：119 件
　　うち重大事故等として通知された事案：27 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について
＜消費者庁　2022 年 9 月 1 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/029929/
　　https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_220901_02.pdf
　1. 事故情報　(1) 事故情報（食中毒情報）：6件
　2. リコール・自主回収情報
　　(1) リコール・自主回収情報（食品関係）：84件
　　(2) リコール・自主回収情報（食品関係以外）：2件

・**救急車のＡＥＤがバッテリー切れ、搬送女性は病院で死亡確認…救急隊員ら９人処分**
＜読売新聞　2022 年 9 月 1 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20220831-OYT1T50230/
　千葉県成田市で救急車内の自動体外式除細動器（ＡＥＤ）が作動しなかった問題で、市消防本部が救急隊員や上司ら計９人を処分していたことが８月３１日、分かった。市の記者会見で、青野穣消防長が明らかにした。
　２月に心肺停止状態の７０歳代女性を救急車で搬送した際、ＡＥＤのバッテリーが切れて作動しなかった。女性は搬送先の病院で死亡が確認された。
　ＡＥＤを含む資機材は午前中に点検するとの規定があるが、この日は点検前に出動があり、未点検だった。救急隊員は、予備のバッテリーに交換するなどの措置も取らなかったという。
　同本部は５月、担当した隊員ら９人に訓告、厳重注意、注意のいずれかの処分を下した。その時点で公表しなかった理由については、公表基準である戒告以上の懲戒処分でなかったことを挙げた。

青野消防長は「消防への信頼を損なう事案で、信頼回復に努めていきたい」と述べた。

・温度管理の異常示すアラーム鳴ったが…ワクチン移し替えて隠蔽、市長給与減額へ

＜読売新聞　2022 年９月１日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20220831-OYT1T50124/

東京都小金井市の職員が新型コロナウイルスワクチンの輸送時に起きたトラブルを隠蔽（いんぺい）し、大量のワクチンが廃棄された問題で、西岡真一郎市長は８月３０日、自身の９月分の給与を１０％（９万６５００円）減額すると発表した。９月の市議会に関連条例案を提出する。

市によると、今年６月、ワクチンを運ぶ際に温度管理の異常を示すアラームが鳴ったが、職員は上司らに報告しなかった。職員はさらに、問題が発覚しないようにするため、冷凍庫に残っていたワクチンを移し替えた。このワクチンは品質を確保できないことから処分された。市は当初、廃棄したのは約６３００人分としていたが、約８４００人分と修正した。

西岡市長は記者会見で、減額について「責任の所在を明確にする」などと説明した。

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・外来ツマアカスズメバチ、福岡で大量 70 匹　駆除「秋までが勝負」

＜毎日新聞　2022 年９月１日＞　https://mainichi.jp/articles/20220831/k00/00m/040/191000c

中国や東南アジアなどに広く分布する特定外来生物のツマアカスズメバチが８月、一人の研究者により福岡県内で延べ 70 匹以上見つかった。2012 年に国内で初確認された長崎県の対馬では、数年で南北 82 キロある島のほぼ全域に広がった。研究者は福岡での定着を許せば一気に九州各地や本州にも広がりかねないと警告し、巣のありかを探している。ツマアカスズメバチは繁殖力が強く、市街地などにも巣を作って人を刺したり、ミツバチを襲って養蜂に被害を及ぼしたりする恐れもあり、環境省も近く調査を始める予定だ。

強い繁殖力、対馬ほぼ全域で定着

「このままだと今後数年で福岡県全域、さらに九州、本州でも定着しかねない。そうなる前に早く巣を見つけて駆除する必要がある」。ツマアカスズメバチをはじめスズメバチの研究を続ける九州大大学院の上野高敏准教授（55）はそう強調する。

ツマアカスズメバチは女王バチが体長３センチ程度、働きバチが２センチ程度の中型のスズメバチ。他のスズメバチに比べて特別毒性が強いわけではないものの、繁殖力が強く、都市部にも定着して人家やマンションなどにも巣を作ることが多いため警戒が必要だ。インドネシアのジャワ島原産だが、00 年代以降はヨーロッパなどにも広がり、海外では人が刺されて亡くなった例も報告されている。

国内では12年に韓国に近い対馬北部の沿岸部で初確認された。韓国でも00年代に入って爆発的に増えており、対馬には韓国からの船の積み荷に紛れて侵入したとみられる。地元では継続して駆除しているが、13 年から対馬で調査を続ける上野准教授によると、島の最南端を除くほぼ全域に数年で拡大。オオスズメバチやキイロスズメバチなど元々いたスズメバチを上回る勢いで繁殖を続け、今では島内で最も多いスズメバチになった。

福岡で延べ 70 匹以上発見

15 年以降は北九州市や宮崎県日南市、大分市、山口県防府市などでも散発的に見つかったが、いずれも駆除され、これまでのところ対馬以外での定着は防がれている。

ツマアカスズメバチが見つかった福岡県篠栗町と久山町

ところが、今年４月に福岡市東区で、５月には隣の福岡県久山町で相次ぎ女王バチが１匹ずつ見つかった。さらに８月に入って久山町の養蜂家からツマアカスズメバチの新たな発見情報を得た上野准教授は、周辺を一人で調査。誘引剤でおびき出したり、住民からの情報を募ったりして探し歩き、８月上旬以降、同町と、隣接する福岡県篠栗町の町境付近の計６カ所で延べ 70 匹以上を確認し、うち 15 匹を捕獲した。

ただ、根絶するためには巣を特定して駆除する必要がある。巣と数百メートル離れた餌場を行ったり来たりするスズメバチの習性を踏まえ、上野准教授はツマアカスズメバチを見つけた餌場で、飛んで行く方向と戻ってくるまでの時間を調査。それを複数の餌場で行うことで、巣があるとみられるおおよその場所までは突き止めた。巣は久山町内の２カ所に計 2～3 個あると推測されるが、見つけづらい山林内のため発見には至っていない。

好物はミツバチ、養蜂業に被害

上野准教授はツマアカスズメバチが定着することで懸念される点として、人への危害のほかに生態系への悪影響や養蜂への被害を挙げる。ツマアカスズメバチに限らず、スズメバチは花粉や花の蜜だけでなく、ミツバチも襲って餌にする。対馬では伝統的に、国内外で一般的なセイヨウミツバチに比べ、スズメバチによる攻撃への耐性が強いとされるニホンミツバチを使った養蜂が続けられてきたが、それでも被害は免れていない。

50 年近く養蜂を営む長崎県対馬市豊玉町の扇米稔（よねとし）さん（76）は「以前から被害はあったが、ツマアカスズメバチが侵入してから被害が増えた。捕まえても捕まえてもゼロにならない。昨年は採れる蜜の量も減った」と嘆く。扇さんは山林内の 2 カ所に設置した巣箱を毎朝巡回し、ツマアカスズメバチを見つけるたびに駆除しているが、キイロスズメバチなども含め、毎日必ず数匹から 20 匹に上るという。

秋に繁殖ピーク

長崎県対馬市の山林に作られたツマアカスズメバチの巣。高い場所に作ることが多く、葉が多い季節は気付きにくい＝上野高敏・九州大大学院准教授提供

上野准教授によると、今の季節だと一つの巣に 200～300 匹程度生息している可能性が高く、繁殖のピークを迎える秋にかけてさらに増えていく。このまま巣を発見できずに駆除できなければ、11 月以降、巣から次世代の女王バチが放出され、越冬した女王バチにより、来年以降、数が一気に増えて駆除が追いつかなくなるとして「この秋までが定着を許してしまうかどうかのターニングポイントだ」と警鐘を鳴らす。

環境省九州地方環境事務所も秋に予定していた現地調査を前倒しし、近くわなによる捕獲作戦を始めるとともに、巣の特定を目指すことにしている。環境省はツマアカスズメバチを見つけても近寄らず、同事務所に連絡するよう呼びかけている。

・「腐ったミカン」は退職勧奨　追手門学院元職員に労災認定　労基署

＜毎日新聞　2022 年 8 月 29 日＞　https://mainichi.jp/articles/20220829/k00/00m/040/174000c

学校法人「追手門（おうてもん）学院」（大阪府茨木市）の職員だった 50 代の男性がうつ病を発症したのは、職員研修の外部講師から「腐ったミカンは置いておけない」などと退職を何度も迫られたのが原因だとして、茨木労働基準監督署が男性の申請通り労災と認めた。3 月 25 日付。男性の代理人弁護士が明らかにした。労基署は講師の発言を法人の意向に沿ったものだと認定し、「退職勧奨とも人格否定ともいえる」と批判した。

代理人や労基署の調査文書によると、男性は 2016 年 7 月、面談した複数の法人幹部から「今の能力ならば組織人としていらない」として退職を勧められ、8 月に実施された 5 日間の職員研修への参加を指示された。

・「無期雇用への転換を」　阪大の非常勤講師、地位確認を求めて提訴

＜朝日新聞　2022 年 8 月 31 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ805VJ9Q80PTIL010.html

大阪大学で 5 年超にわたって英語の非常勤講師として働いてきた 2 人が、労働契約法が定める「5 年ルール」に沿って無期雇用への切り替えを求める権利があるとして、大学側に地位確認などを求める訴訟を 31 日、大阪地裁に起こした。

訴状によると、原告は 2004 年と 07 年から業務委託という形態で、阪大で英語の授業を担当してきた。だが、文部科学省の事務連絡で「直接雇用をしていない者に実質的に授業を担当させるのは不適切」との指摘があり、阪大は今年 4 月、2 人を有期の直接雇用に変更した。仕事内容に変更はなく、原告側は「以前から直接雇用の状態だったと言える」と訴える。

13 年 4 月改正の労働契約法で、通算 5 年を超える有期雇用の労働者は雇い主に対し、定年まで働ける無期雇用への切り替えを要求できるようになった。原告側は、業務委託の期間が通算 5 年を超えており無期雇用を要求できると主張。また、直接雇用に変更された際に賃金が減額されたとして、差額分の支払いも求める。原告の 1 人は提訴後の記者会見で、「昨年度まで直接雇用でなかったと知り、不当な取り扱いだと感じた」と述べた。

阪大は「訴状が届いていないためコメントを差し控える」としている。

□*大災害、原発事故対策*

[大災害対策]

・9 月 1 日は防災の日　トイレットペーパーを備蓄しましょう！

＜経済産業省　2022 年 9 月 1 日＞　https://journal.meti.go.jp/p/23121/

・ガス事業法に基づく災害時連携計画の届出を受け付けました

＜経済産業省　2022 年 9 月 1 日＞　https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220901004/20220901004.html

経済産業省は、第208回通常国会で成立した「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和4年法律第74号）」の規定による改正後のガス事業法第56条の2（以下「改正法」という。）に基づき、本日、災害時連携計画の届出を受け付けました。

1. 経緯

今後、首都直下型地震や南海トラフ巨大地震といった大規模な地震の発生が危惧されており、その被害については、従来に比べて広範囲・他地域に及ぶことが想定されていることなどから、改正法において、一般ガス導管事業者が、災害時連携計画を作成し、経済産業省へ届出を行うことを義務付けました。

2. 概要

改正法の規定に基づき、一般ガス導管事業者193者が共同で災害時連携計画を作成し、経済産業省へ届出を行いました。

3. 災害時連携計画の主な内容

(1) 一般ガス導管事業者相互の連絡

応援要請の考え方、災害対策本部の設置、迅速に連絡するための体制等

(2) 一般ガス導管事業者による従業者の派遣及び運用

応援要請が予測される場合の準備体制、応援事業者の安全管理・健康管理

(3) 一般ガス導管事業者による移動式ガス発生設備の派遣及び運用

移動式ガス発生設備による一時的な供給対象の考え方や当該設備の運用等

(4) 共同訓練

災害時における連携の円滑化を図るための共同訓練の実施

関連資料

災害時連携計画届出書

https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220901004/20220901004-1.pdf

災害時連携計画

https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220901004/20220901004-2.pdf

災害時連携計画　別添資料

https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220901004/20220901004-3.pdf

---

[大震災対策]

・木密地域解消、道遠く　住民高齢化・資金不足　首都直下地震対策

＜毎日新聞　2022 年 9 月 1 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/2d26d55fba2dfce779527a7e2427f2d17bce83af

首都直下地震が懸念される中、東京都内では木造住宅密集地域（木密地域）の解消が課題だ。老朽化した家屋も多く、直下型地震の際に倒壊や延焼の危険性が高いため、都は重点的に対策を講じる必要があるとする区部の 52 地区を「不燃化特区」に指定。延焼の危険性がほぼなくなるとされる不燃領域率 70%を目指して建て替えや道路拡幅を後押ししているが、70%を達成できたのは数カ所にとどまるという。目標達成が難しいのはなぜなのか。関東大震災から 100 年目。9 月 1 日の防災の日を前に、木密地域で話を聞いた。

都は東日本大震災後の 2012 年、木密地域を早期に解消するためには重点的、集中的な取り組みが必要として「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」を始めた。28 の整備地域（計約 6500 ヘクタール）のうち、特に甚大な被害が想定される計約 3350 ヘクタールを重点整備地域（不燃化特区）に指定した。

52 ある不燃化特区の一つ、葛飾区四つ木 1、2 丁目地区。京成押上線と国道 6 号、綾瀬川に囲まれた 28・1 ヘクタールに木密地域が広がる。老朽木造建物の割合は約 4 割。地震による建物倒壊や火災発生、避難・救助の困難さなどをもとに都が 5 段階で評価した「地域危険度（総合）」では、1、2 丁目とも危険度が高い方から 2 番目

の「4」とされている。

◇緊急車両、入れない場所も

地区を歩くと、幅４メートル以下の狭い道が迷路のように入り組み、両脇に木造住宅が所狭しと建ち並ぶ光景が広がる。道路の真ん中で両手を広げると両端の家屋に手が届きそうな場所や、歩行者が行き違う際にお互いの肩がぶつかってしまいそうになる路地もある。

狭い交差点を曲がりきれずに何回か切り返す車も見かけた。「四ツ木駅周辺地域街づくり協議会」の事務局長を務める佐藤孝良さん（53）は「消防車や救急車が入っていけないところもある」と話す。

公園や道路、鉄筋コンクリート造りの建物など延焼しにくい場所や建物の面積を考慮して市街地の燃えにくさを示す不燃領域率という指標があり、都は整備地域全体のその率を「20 年度までに 70％に引き上げる」との目標を設定した。整備地域の不燃領域率は 11 年度の 58・4％から 16 年度には 61・9％、20 年度も 64・0％まで上昇したが、目標の 70％には及ばなかった。

四つ木 1、2 丁目地区では 95 年の阪神大震災を受け、00 年から周辺地区とともに木密解消を協議する同協議会を結成した。都のプロジェクトの後押しもあり、葛飾区が事業主体となって幅員約 6 メートルの生活道路 3 路線を整備したほか、地区中央部を通る片側 1 車線の区道を拡幅する事業にも着手しており、20 年度末の不燃領域率は 66％まで上がった。

ただしこの先が難しい。28 の整備地域のうち、21 年度末までに不燃領域率 70％を達成できているのは 5 地域だけ。四つ木 1、2 丁目地区も 70％には届いていない。理由について、佐藤さんは「建て替えに大きなハードルがある」と指摘する。

◇建て替え資金足りず

都や葛飾区は不燃化特区について、固定資産税の減免や老朽建築物の取り壊し費用の助成など、個人向けに支援策を講じてきたが、建て替えを最終的に判断するのは所有者だ。「都心に近いとはいえ、この地区は高齢化が進んでいる」と佐藤さん。「建て替えるとなると 1000 万円単位のお金がかかる。年金暮らしのお年寄りからすれば、お金を出してくれるなら建て替えられるけれど、現役ではないため、そんな多額なお金は返せない。だから、自分が今のまま住み続けられればそれでいいと考える高齢者も多い」と説明する。

もう一つ、懸念もある。新型コロナウイルス感染拡大の影響で、定期的に開催してきた同協議会も、メンバーの町会長らの平均年齢が高いこともあり、顔を直接合わせて話し合う機会が減った。しかも会長を引き受けてくれる人もおらず、数年前から空席のままだという。佐藤さんは「協議会は事実上休業状態。会長もおらず、再開のめどは立っていない」と明かす。

都はプロジェクトのうち、不燃化特区の助成のような一部の支援制度を 25 年度まで延長した。葛飾区でも都と協議し、新たに老朽木造住宅の取り壊しと建て替えをするための設計費などを含めて最大 200 万円を助成するプランを作った。区都市計画課の担当者は「所有者それぞれの事情もあるので、地道に取り組んでいくしかない。所有者の建て替えなどのきっかけやタイミングが合えば、支援制度もうまく活用してもらえるのではないか」と話す。

[福島原発事故]

・<u>伝わる表現力を試してみませんか　～風評加害者とならないために～</u>

＜環境省　2022年9月1日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00508.html

1. 環境省は、放射線の健康影響に係る差別・偏見をなくすことを目的に、昨年７月に「ぐぐるプロジェクト」を立ち上げました。福島第一原発事故の被災地における放射線の健康影響について、４割の人が「次世代以降に健康影響がある可能性が高い」と思っているという現状を改善すべく、今年度も学びの場としてラジエーションカレッジ※セミナーを開催します。

※ラジエーションカレッジとは、放射線の健康影響にかかる情報を読み解く力と風評に惑わされない判断力を身につけ、人を傷つけることのない人材を育成する場です。

2. また、セミナー後には、学んだことを発信する場として作品を募集しており、今年度は新たに「ＣＭ部門」、「ＰＯＰ部門」及び「漫画作成部門」を加え、５部門で作品を募集します。制作を通して、伝わる表現力を試してみませんか。

3. 優秀な応募作品はぐぐるプロジェクトフォーラムにて表彰予定です。

[原子力施設全般]

・<u>迷走プルトニウム　日本保有の 22 トンが英国で塩漬け　国内原発での再利用難航</u>

＜毎日新聞　2022 年 9 月 1 日＞　https://mainichi.jp/articles/20220830/k00/00m/040/094000c

原子力発電所の運転に伴って生成される核物質「プルトニウム」を、日本が 46 トン保有していることが世界から懸念されている。核兵器の材料に転用できることから「余分なプルトニウムは持たない」という国際的な約束があるためだ。この 46 トンのうち 22 トンが 10 年以上も英国で保管されていることはあまり知られていない。22 トンはなぜ英国にあるのだろうか。プルトニウムの現状から日本の核政策の矛盾が見えてくる。

原発はウラン燃料を燃やして発電している。燃やされた燃料（使用済み核燃料）に含まれているのがプルトニウムだ。燃やされた燃料を化学的に処理することで、プルトニウムは再び燃料として利用できる。日本は「プルサーマル発電」と呼ばれるこの燃料の再利用システムを構築しようとしてきたが、技術的な課題があまりにも多く、難航している。

国際原子力機関（IAEA）はわずか 8 キロのプルトニウムを核兵器 1 発分とみなしている。使用済み核燃料は強烈な放射性物質を帯びているため、これからプルトニウムを分離しない方が盗難や悪用を防ぐことができて安全だと言われるほどプルトニウムは厳重な管理が求められる。人間が吸入すると発がん性が極めて強く、この面からもやっかいな物質であることが分かる。

2022 年 2 月、電力各社で作る「電気事業連合会」が 22～24 年度のプルトニウム利用計画を明らかにした。それによると、関西電力は高浜原発 3、4 号機（福井県）でプルトニウム 0・7 トンずつを新たに原子炉に入れて使うが、他の電力会社には利用する計画がないという。

そもそも、11 年 3 月の福島第 1 原発事故以降、プルサーマルを実施できたのは高浜 3、4 号機、九州電力玄海原発 3 号機（佐賀県）、四国電力伊方原発 3 号機（愛媛県）の 4 基だけだった。しかし玄海 3 号機は 19 年度に、伊方 3 号機は 21 年度に、それぞれ約 0・2 トンのプルトニウムを入れたのが最後となった。九電と四電がプルサーマルをできなくなってしまった理由は、燃料用に加工したプルトニウムの在庫が尽きたからだ。その原因は英国にあった。

データ捏造が迷走の始まり

…

****

[2] *<u>[特集] 新型コロナウイルス感染症</u>*

[状況]

◇<u>省庁発表</u>

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2022 年 9 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=mXzXcZJ9M012BGcLY

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2022 年 9 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=t1L5X7xTHWNYKkolY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年９月１日版）

＜厚生労働省　2022 年 9 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=5QCrDe4BTzEKeBl3Y

[対策・予防]

◇<u>省庁発表</u>

・一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等について更新しました

＜厚生労働省　2022 年 9 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=sVT_WbpVG2VeLFYjY

・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2022 年を更新しました

＜厚生労働省　2022 年 9 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=i27FY4BvIV9kFmgZY

・第 97 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード資料（令和 4 年 8 月 31 日）を掲載しました

＜厚生労働省　2022 年 8 月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=8RS4hslLIXBFXU5jY

・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則附則第二条の二第一項の規定による届出があった都道府県（厚生労働省告示第 266 号）

［官報］ 令和４年８月 31 日　特別号外　第 72 号　１頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220831/20220831t00072/20220831t000720001f.html

〇厚生労働省告示第 266 号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）附則第二条の二第三項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則附則第二条の二第一項の規定による届出があった都道府県を次のように定め、令和四年九月二日から適用する。

令和４年８月 31 日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則附則第二条の二第一項の規定による届出があった都道府県

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）附則第二条の二第一項の規定に基づき、都道府県知事から届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

宮城県
茨城県
鳥取県
佐賀県

・コロナ全数把握見直し、宮城・茨城・鳥取・佐賀４県で先行実施へ…９月２日から

＜読売新聞　2022 年８月 29 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20220829-OYT1T50169/

新型コロナウイルス感染者の「全数把握」を見直し、氏名などの届け出を重症化リスクの高い人に限定する制度について、２９日までに宮城、茨城、鳥取、佐賀の４県が、厚生労働省に先行実施を届け出た。厚労省は３１日に４県での実施を告示する。新制度での運用は９月２日からとなる見通し。

政府は、全数把握の見直しについて、９月中旬に全国での導入を目指す一方、先行実施を希望する自治体の届け出を８月２５日から受け付け、２９日午後５時を締め切りとしていた。

見直し後、医療機関は保健所への発生届を高齢者や妊婦といった重症化リスクのある人に限定できる。

ただし、届け出対象外の感染者にも外出自粛要請や、同居する家族など濃厚接触者の自宅待機は継続される。

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・米 FDA、オミクロン対応ワクチンを承認 ファイザー・モデルナ製

＜AFP＝時事　2022 年９月１日＞　https://www.afpbb.com/articles/-/3421609

◇高性能フィルター付き空気清浄機はコロナ対策に有効　東京大学の研究チーム

＜京都新聞　2022 年８月 31 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/869595

東京大チームによるHEPAフィルター付き空気清浄機の実験結果

運転時間	新型コロナウイルス除去率
5分	85.38%
10分	96.03%
35分30秒	99.97%以上

※1時間で部屋の空気が12回入れ替わる風量で運転

****

[3] *温暖化対策関係*

◇CO2 地下貯留 政府計画は可能？「毎年井戸 12～24 本必要」

＜朝日新聞　2022 年８月 30 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ8Y6QL7Q8DOXIE00H.html

2050 年の温室効果ガスの排出実質ゼロ達成の手段の一つとして、回収した二酸化炭素（CO2）を地中に埋める「CCS」が注目されている。政府は、火力発電所からの排出削減に期待するが、安全な場所選びや輸送方法、コスト削減など解決すべき課題は多い。

CCS は二酸化炭素の回収・貯留（Carbon dioxide Capture and Storage）の略称だ。国内でも当初、20 年ごろの実用化を目指して研究され、実証実験が 3 年前まで北海道苫小牧市で行われた。

実験では隣接の工場で石油精製の際に出た混合ガスから CO2 を分離・回収。熱や圧力で気体の 300 分の 1 の体積まで圧縮したうえで、約 3 キロ沖合の深さ 1 千～1200 メートルの砂岩層に、陸地から斜めに掘った井戸で注入した。

16 年 4 月から年約 10 万トンずつ始め、19 年 11 月に目標の 30 万トンの注入を達成した。すき間の多い砂岩層の上にある泥岩などの層がふたの役割を果たし、今まで CO2 の漏れはないという。

実験では、もう 1 本井戸を掘り、沖合約 4 キロ、深さ約 3 千メートル弱の火山岩の層にも注入を試みた。

しかし、CO2 はほとんど入…

◇ＪＦＥ、高炉１基を電炉へ転換　岡山の製鉄所、ＣＯ２削減

＜時事通信　2022 年 9 月 1 日＞　https://sp.m.jiji.com/article/show/2808693

ＪＦＥホールディングス傘下のＪＦＥスチールは１日、西日本製鉄所倉敷地区（岡山県倉敷市）の高炉１基を大型の電炉に転換する検討を進めていると発表した。２０２７年から３０年の間に転換する。国内の高炉メーカー３社のうち、高炉を電炉に転換するのは初めてという。電炉は高炉に比べ二酸化炭素（ＣＯ２）排出量が少なく、切り替えで脱炭素化を進める。

****

[4] ***エネルギー問題***

◇エアコンの省エネラベル表示が変わります

＜経済産業省　2022 年 9 月 1 日＞　https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220901002/20220901002.html

2022年9月1日、小売事業者表示制度の具体的な表示事項等を定める告示※1の一部を改正し、公布しました。今後、エアコンの省エネラベルが新しくなり、より詳細な省エネ性能の比較ができるようになります。

1. 背景

経済産業省では、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）」に基づく小売事業者表示制度※2について、小売事業者表示制度に関する審議会※3で議論を行い、令和2年11月及び令和3年8月に多段階評価制度の評価方法や統一省エネラベルのデザイン等の改正を行いました。その際に、基準エネルギー消費効率（省エネ基準）の見直し中であったエアコンについては、審議会での審議結果を踏まえ、小売事業者表示制度の見直しをすることとしていました。

この度、令和4年5月にエアコンの新たな省エネ基準が策定※4されたことを踏まえ、小売事業者表示制度の見直し内容に関するパブリックコメントを行い、本日、家庭用エアコン（壁掛け形）の小売事業者表示制度の具体的な表示事項等を定める告示の一部を改正し、公布しました。

2. 小売事業者表示制度の改正概要

(1) エアコンの統一省エネラベルのデザインの改正及びミニラベル等の新設

エアコンの統一省エネラベルについて、重複する内容を減らし、分かりやすく、シンプルにするとともに、多くの人が視認しやすいような配色のデザインに改正しました。また、エアコンの新基準（目標年度2027年度）において、仕様（一般地/寒冷地）による区分分けを設定したことに伴い、寒冷地仕様※5のラベルを新たに設定することとしました。(図1参照)

また、製品のサイズやネット取引等の限られたスペースでも、省エネ情報の提供機会を確保できるようにするためミニラベルを新設しました。(図2参照)

(2) エアコンの多段階評価制度の評価方法の改正

現在の「★による5段階の評価」から「1.0から5.0までの0.1きざみの評価」に改正しました。

また、現在は省エネ基準達成率に基づき★の数が決められていますが、改正後はエネルギー消費効率（エアコンの場合はAPF）に基づき算出した評価点に応じて１つ★から５つ★までの半星を含めた★の数が決められます。

【参考】ラベル表示例（エアコン）
図1 統一省エネラベル新旧イメージ
図2 ミニラベルイメージ
3. 公布・施行
公布：令和4年9月1日
施行：令和4年10月1日
なお、エアコンのラベル表示は、令和5年9月30日までは、従前のラベルによることができます。
（※1)エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置
（※2）小売事業者等がエアコン等の機器の省エネ性能をわかりやすく示したラベル（統一省エネラベル等）を用い、消費者に対し、省エネ機器の選択を促すため2006年から始まった制度。
（※3）総合資源エネルギー調査会　省エネルギー・新エネルギー分科会　省エネルギー小委員会　小売事業者表示判断基準ワーキンググループ
（※4）家庭用エアコンディショナーの新たな省エネ基準を策定しました
（※5)寒冷地での使用を想定したものであって、積雪、低温に起因する故障を防止するように設計等されたもの。
関連資料
エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置の一部を改正する告示 新旧対照表

・エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置の一部を改正する告示（経済産業省告示第 162 号）

［官報］ 令和４年９月１日　号外　第 189 号　26～34 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220901/20220901g00189/20220901g001890026f.html

〇経済産業省告示第 162 号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百六十一条第一項の規定を実施するため、エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置の一部を改正する告示を次のように定める。

令和４年９月１日　　経済産業大臣　　西村　康稔

エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置の一部を改正する告示

エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成十八年経済産業省告示第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞―

改　　正　　後
エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置 エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者（以下「小売事業者等」という。）は、次のとおり、エネルギー消費

性能の表示等一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供するように努めなければならない。

１－１　表示事項

エアコンディショナー(エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令(昭和 54 年政令第 267 号。以下「令」という。）第 18 条第２号に掲げるエアコンディショナーのうち、直吹きで壁掛け形のものをいう。以下同じ。）の小売事業者等は、エアコンディショナーを販売しようとする場合又はエアコンディショナーの販売に協力を行おうとする場合には、当該エアコンディショナーに関する次の事項を表示することとする。ただし、中古のエアコンディショナーを売しようとする場合又は中古のエアコンディショナーの販売に協力を行おうとする場合には適用しない。

イ　多段階評価点（小数点以下第２位切捨て。以下同じ。）

ロ・ハ　［略］

１－２　遵守事項

⑴　１－１のイに掲げる多段階評価点は、１－３の多段階評価基準に基づくものとする。

⑵・⑶　［略］

⑷　１－１のイから八までに掲げる事項については、別添 1-1（ただし､エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成 21 年経済産業省告示第 213 号。以下「エアコン判断基準」という。）の１－１(4)第４表に規定する区分名「Ⅱ」又は「Ⅳ」に該当する寒冷地仕様のものにあっては、別添１－２）に定める様式により、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。

なお、寒冷地仕様のものは、エアコン判断基準の 1-1(4)第４表備考３に規定するものとする。

［削る］

⑸　別添１－１又は別添１－２に定める様式により表示が困難な場合は､１－１のイに掲げる事項のみについて、別添１－３に定めるいずれかの様式により、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。［新設］

１－３　多段階評価基準

⑴　多段階評価点は、次に掲げる多段階評価比率（小数点以下第１位切捨て。以下同じ。）に応じて、それぞれに定める式により算出する。

イ　多段階評価比率が 100 未満の場合

Y = 3 + 2 /26×（X －100）

Y：多段階評価点（１未満の場合は 1.0 とする。）

X：多段階評価比率

ロ　多段階評価比率が 100 以上の場合

Y = 3 +1.5/10×（X －100）

Y:多段階評価点（５を超える場合は 5.0 とする。）

X：多段階評価比率

⑵　多段階評価比率は、以下の式により算出する。

X = E/EmX100

X：多段階評価比率

E：エアコン判断基準の 3(3)に規定する方法により算出したエネルギー消費効率（単位　通年エネルギー消費効率）

Eｇ:6.6（単位　通年エネルギー消費効率）

１－４　年間の目安電気料金の算出方法

年間の目安電気料金は、日本産業規格 C9612（2013)附属書Ｂに基づき算出した期間消費電力量に 27 円を乗じたものとする。

１－５　注意事項

年間の目安電気料金は、以下の条件のもとで運転した時の期間消費電力量（kWh／年）に 27（円／kWh）を乗じたものです。外気温度のはかに、設定温度、使用時間、住宅性能、部屋の広さ等の実際の使用条件や電力会社等により年間の目安電気料金が異なります。

外気温度：東京をモデルとしています。

室内設定温度：冷房時 27° C／暖房時 20℃

期間：冷房期間５月 23 日～10 月４日

暖房期間 11 月８日～４月 16 日

使用時間:6 :00～24 : 00 の 18 時間

住宅：平均的な木造住宅（南向）

部屋の広さ：表１を参照下さい。

表１　冷房能力（kW）に対する部屋の広さの目安

冷房能力(kW)	~2.2	2.5	2.8	~3.6	~4.5	5	5.6	6.3	7.1	8	9	10
畳数(畳)	6	8	10	12	14	16	18	20	23	26	29	32

年間の目安電気料金は、東京の外気温度をモデルとしています。地域ごとの外気温度モデルに基づく年間の目安電気料金は、表２の地域係数が補正の目安となります。

表２　エアコンディショナーの地域係数

地域	地域補正係数（冷房）	地域補正係数（暖房）	地域補正係数（通年）
東京	1	1	1
札幌	0.1	4.4	3.1
盛岡	0.2	3.3	2.4
秋田	0.5	2.7	2
仙台	0.3	2.1	1.6
新潟	0.6	1.9	1.5
前橋	1	1.5	1.3
松本	0.5	2.8	2.1
富山	0.7	1.8	1.4
静岡	0.9	0.9	0.9
名古屋	1.1	1.2	1.2
大阪	1.4	1	1.1
米子	0.8	1.5	1.3
広島	1.2	1.1	1.1
高松	1.2	1.1	1.1
高知	1.2	0.9	1
福岡	1.1	0.9	1
熊本	1.3	1	1.1
鹿児島	1.4	0.6	0.9
那覇	2	―	0.6

寒冷地においてエアコンディショナーの暖房能力が不足する場合は、エアコンディショナー以外の補助暖房（電熱ヒーター）の消費電力量を加算しています。

２　照明器具

２－１　表示事項 　　［略］ 　イ　多段階評価点 　ロ・ハ　［略］ ２－２　［略］ ２－３　多段階評価基準 ⑴　多段階評価点は、次に掲げる多段階評価比率に応じて、それぞれに定める式により算出する。 　イ・ロ　［略］ ⑵　［略］ ２－４～２－５　［略］ 3～20　［略］
備考　表中［　］の記載は注記である。

別添１を別添１－１とし、次のように改める。

別添１－１　　―省略―

別添１－１の次に次の２つの別添を加える。

別添１－２　　―省略―

別添１－３　　―省略―

別添２－１を次のように改める。

別添２－１　　―省略―

別添２－２を次のように改める。

別添２－２　　―省略―

別添６を次のように改める。

別添６　　―省略―

附　則

この告示は、令和四年十月一日から施行する。ただし、この告示の１の規定によって行うべき表示は、令和五年九月三十日までは、なお従前の例によることができる。

****

[5] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和４年度既存のインフラを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築実証事業の二次公募について

＜環境省　2022年9月1日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00492.html

◇二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素社会構築のための資源循環高度化設備導入促進事業）の令和３年度補正予算五次公募及び令和４年度三次公募について

＜環境省　2022年9月1日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00484.html

****

[6] ***その他省庁発表***

◇10月は「木材利用促進月間」です　～ウッド・チェンジ 木づかいが 森をよくする 暮らしを変える～

＜農林水産省　2022年９月１日＞　https://www.rinya.maff.go.jp/j/press/riyou/220901.html

＜経済産業省　2022年９月１日＞　https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220901005/20220901005.html

＜環境省　2022年9月1日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00486.html

総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省では、脱炭素社会の実現に向け、「木材利用促進の日（10月８日）」及び「木材利用促進月間（10月）」において、地方公共団体や産学とも連携し、国民の皆様に木材利用についての関心と理解を深めていただくための普及啓発に集中的に取り組みます。

■　「木材利用促進の日」及び「木材利用促進月間」について

2021年10月に施行された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する

法律」（通称：都市（まち）の木造化推進法）において、国民の間に広く木材の利用の促進についての関心と理解を深めるため、漢字の「十」と「八」を組み合わせると「木」という字になることにちなみ、10月８日が「木材利用促進の日」、10月が「木材利用促進月間」と定められました。

日本の国土の約３分の２を占める森林は、そこから生まれる木材を建築物等に活用することで、資源の循環、地球温暖化防止、国土保全といった公益的機能の発揮や林業・木材産業の振興による地域経済の活性化等に繋がることが期待されます。

都市（まち）の木造化推進法に基づく「木材利用促進本部」（本部長：農林水産大臣、本部員：総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣）は、国民の皆様にも木材利用の意義を理解いただき、日々の暮らしや街の中の建築物等に木材が取り入れられるよう、産学官が一体となった国民運動「木づかい運動」を推進しています。今年もウッド・チェンジ＊を合言葉に、10月を集中期間として、木の良さや木材利用の意義への関心と理解を促す様々な取組を展開します。

＊身の回りのものを木に変える、木を暮らしに取り入れる、建築物を木造化・木質化するなど、木の利用を通じて持続可能な社会へチェンジする行動を指します。

・令和４年度先導的大学改革推進委託事業「大学における学修歴証明のデジタル化の導入及び普及展開に関する調査研究」入札公告

＜文部科学省　2022 年９月１日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agjSadaa2Akof7bK

・国立大学法人等の長（令和４年９月１日任命）

＜文部科学省　2022 年９月１日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agjSadaa2Akof7bL

・教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

＜文部科学省　2022 年９月１日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agjSadaa2Akof7b0

****

[7] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・令和４年度第５回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会／化学物質審議会第 220 回審査部会／第 227 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会　　９月 16 日

＜経済産業省　2022 年９月１日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/47150

1. 新規化学物質の審議について
2. その他

・中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会（第85回）の開催について　　９月９日

＜環境省　2022年9月1日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00459.html

（１）生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準として環境大臣の定める基準の設定について

（２）水質汚濁に係る農薬登録基準として環境大臣の定める基準の設定について

（３）その他

・第２回水素保安戦略の策定に係る検討会　　９月５日

＜経済産業省　2022 年９月１日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/47130

1. 水素保安戦略の策定に係る検討会（第１回）における意見について
2. 水素を取り巻く状況と課題について（事業者プレゼン）

・添加物専門調査会（第187回）の開催について【9月8日開催】

＜内閣府　2022年9月1日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/tenkabutu/annai/te_annai_187.html

（１）亜硫酸ナトリウム、次亜硫酸ナトリウム、二酸化硫黄、ピロ亜硫酸カリウム及びピロ亜硫酸ナトリウムに係る食品健康影響評価について

（２）その他

・薬剤耐性菌に関するワーキンググループ（第40回）の開催について【9月9日開催】

＜内閣府　2022年9月1日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/sonota/annai/wg_amr_annai_40.html

（１）家畜に使用するアミノグリコシド系抗生物質に係る薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価について

（２）その他

・農薬第一専門調査会（第10回）の開催について【9月12日開催】

＜内閣府　2022年９月１日＞

http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/annai/nouyaku_annai_dai1_senmon_10.html

（１）「農薬専門調査会における評価書評価に関する考え方」の改正について

（２）その他

・食品安全委員会（第872回）の開催について【9月6日開催】

＜内閣府　2022年9月1日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai872.html

（１）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・遺伝子組換え食品等　２品目（評価要請の取下げ）

RG-V1 株を利用して生産されたL-バリン

VAL-No.5 株を利用して生産されたL-バリン

（２）添加物専門調査会における審議結果について

・「L-システイン塩酸塩」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（３）肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

・「アンプロリウム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・「セフロキシム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（４）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について

・添加物「フィチン酸カルシウム」に係る食品健康影響評価について

・動物用医薬品「クエン酸モサプリドを有効成分とする牛の強制経口投与剤（牛用プロナミド散２％）」に係る食品健康影響評価について

・動物用医薬品「牛ウイルス性下痢ウイルス（N^{pro} 及び E^{rns} 遺伝子欠損１型・２型）生ワクチン（ボベラ）」に係る食品健康影響評価について

（５）その他

・第32回食品衛生管理に関する技術検討会の開催について　　９月９日

＜厚生労働省　2022年９月１日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=j2rBZ4RrJVtgEnYdY

１　食品等事業者団体が策定した衛生管理計画手引書案の確認

(HACCP の考え方を取り入れた牛乳・乳飲料製造における衛生管理のための手引書)

２　その他

・核融合科学技術委員会 原型炉開発総合戦略タスクフォース（第26回）の開催について　　９月７日

＜文部科学省　2022年９月１日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agjSadaa2Akof7bI

(1) 核融合発電の実施時期の前倒しの検討における第１期の目標設定及びアクションプラン「0.炉設計」について

(2) 第30回 ITER 理事会及び第29回 BA 運営委員会の開催結果について

(3) 核融合政策に関する最新情勢について

・琵琶湖保全再生推進協議会幹事会（第６回）の開催について　　９月７日

＜環境省　2022年9月1日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00507.html

（１）　琵琶湖の保全及び再生の状況について

（２）　琵琶湖の保全及び再生に関する施策の実施状況について

（３）　琵琶湖保全再生施策の推進に関する意見交換

（４）　その他

・特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議（第13

回）の開催について　　９月８日
＜文部科学省　2022 年９月１日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agjSadaa2Akof7bH
1. 教育委員会関係団体からのヒアリング
2. 「特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援の在り方等に関する有識者会議　審議のまとめ（素案）」に関する意見募集の結果について
****
[8] ***その他***
◇***インフルエンザ、感染症関係***
・３年ぶり「ヘルパンギーナ警報」…夏に流行、口の中に水ぶくれのような発疹
＜読売新聞　2022 年９月１日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20220901-OYT1T50016/
　山形県は８月３１日、「ヘルパンギーナ警報」を発令した。発令は２０１９年７月以来、約３年ぶり。
　県によると、８月２２～２８日の１週間で、県内２９の小児科定点医療機関から報告された患者数は、１機関あたり６・２１人となり、警報発令基準の６人を超えた。保健所管内別では庄内が１１・１４人、置賜が９・６７人、山形市が４人、村山が２・５７人、最上が０・６７人。
　ヘルパンギーナは、５歳以下の乳幼児を中心に夏に流行する感染症で、発熱や、口の中に水ぶくれのような小さな発疹が現れるのが特徴だ。
　県は、トイレ後や食事前に手を洗うことなどを呼びかけている。

・米国からの家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2022年9月1日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220901_1.html
・英国からの家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2022年9月1日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220901.html
---
◇***その他***
・「アジアと言えば日本」を再び　文科省、国際共同研究推進に 40 億円
＜朝日新聞　2022 年８月 30 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ8Z6T4WQ8ZULBH007.html
　日本の研究力の、世界的な地位はどんどん下がっている。巻き返しを図ろうと、文部科学省は、海外との共同研究を戦略的に進める新事業を来年度から始める。関連予算 40 億円を 2023 年度の概算要求に盛り込んだ。世界トップレベルの研究に参画し、海外とのコネクションを強化したい考えだ。
　日本は、2000 年代半ば以降、注目度の高い論文数の順位が下がり続け、最新のデータでは韓国に抜かれて 12 位となった。国際共著論文数は増えてはいるが、各国に比べて伸びが小さい。これまでも科研費などで国際共同研究を支援してきたが、中国などと比べて一つあたりの予算規模が小さく、連携先として存在感を失いつつあった。
　一方で、ロシアによるウクライナ侵攻や米中対立などを機に、欧米などでは、共同研究相手として日本を再評価する動きも出てきている。
　新事業では、政府が、共同研究先の国と分野をいくつか決めたうえで、相手国のトップ級研究者と共同研究を行う国内の研究チームを公募によって選ぶ。分野は、量子や AI、バイオなど国が重視している分野が想定されている。一つの課題あたり、最大年間１億円、支援期間は５年以上としている。
　両国のトップ級研究者の共同研究を増やすことで、日本の存在感を高めるだけでなく、若手研究者の派遣などを行ってコネクションを強化し、国際頭脳循環を促したい考えだ。
　文科省の担当者は「『アジアと言えば日本』と再び言ってもらえるように、戦略的に各国との共同研究を進めていきたい」と話している。
********** 以上 **********